

介護支援専門員の資格に関する申請及び届出

介護支援専門員の実務に従事するためには、介護支援専門員資格登録簿に登録され、介護支援専門員証の交付を受けなければなりません。

資格に関する申請及び届出についてお知らせします。

手続き

1 介護支援専門員の登録を受けるには、登録申請が必要です。

登録を受けようとする人は

介護支援専門員実務研修修了後3か月以内に

様式第1号「介護支援専門員登録申請書」を提出

※ 平成17年度までに介護支援専門員実務研修を終了されている方は、介護支援専門員資格登録簿に既に登録済みとなっていますので、改めて申請の必要はありません。

2 介護支援専門員証の交付を受けるには交付申請が必要です。

介護支援専門員の実務に従事しない場合は、介護支援専門員証の交付申請をする必要はありません。

① 登録と同時に交付を受けようとする人は

介護支援専門員実務研修修了後3か月以内に

様式第2号「介護支援専門員登録申請書(兼)介護支援専門員証交付申請書」を提出

手数料として、香川県証紙4, 200円分が必要

② 登録後に交付を受けようとする人は

様式第3号「介護支援専門員証交付申請書」を提出

手数料として、香川県証紙4, 200円分が必要

※ 登録後5年を過ぎると、交付申請をするためには、再研修を受けていただく必要があります。

※ 介護支援専門員の各種研修については、毎年5～6月頃、県のホームページに、実施時期や、申し込み方法、受付期間等について掲載しますので、そちらをご覧ください。

3 介護支援専門員証(介護支援専門員登録証明書)の有効期間が満了した後、介護支援専門員証の交付を受けるためには、再研修の受講が必要です。

再研修を受講された人は

様式第3号「介護支援専門員証交付申請書」を提出

手数料として、香川県証紙4, 200円分が必要

※ 介護支援専門員証(介護支援専門員登録証明書)の有効期間が満了した場合でも、改めて介護支援専門員実務研修受講試験を受験する必要はありません。

※ 介護支援専門員の各種研修については、毎年5～6月頃、県のホームページに、実施時期や、申し込み方法、受付期間等について掲載しますので、そちらをご覧ください。

4 介護支援専門員証の有効期間を更新するためには、所定の研修の受講が必要です。

更新のために必要な研修を受講された人は

研修を受講後、有効期間満了の1か月前までに

様式第4号「介護支援専門員証有効期間更新交付申請書」を提出

手数料として、香川県証紙4, 200円分が必要

※ 有効期間満了日までの5年間に、更新のための研修の受講が必要となります。

現在、介護支援専門員登録証明書をお持ちの人も、介護支援専門員証に更新して切り替えるには、その有効期間満了日までに研修の受講が必要となります。

※ 介護支援専門員の各種研修については、毎年5～6月頃、県のホームページに、実施時期や、申し込み方法、受付期間等について掲載しますので、そちらをご覧ください。

5 介護支援専門員資格登録簿に登録されている住所又は氏名が変更になった場合、届出が必要です。

① 介護支援専門員証の交付を受けていない場合で、住所又は氏名を変更した人は

様式第5号(その1)「介護支援専門員登録事項変更届出書」を提出

② 介護支援専門員証の交付を受けていない場合で、住所又は氏名を変更し、介護支援専門員証の交付を申請する人は

様式第6号「介護支援専門員登録事項変更届出書(兼)介護支援専門員証交付申請書」を提出

手数料として、香川県証紙4, 200円分が必要

③ 介護支援専門員証の交付を受けている場合で、氏名を変更した人は

様式第7号「介護支援専門員登録事項変更届出書(兼)介護支援専門員証書換交付申請書」を提出

手数料として、香川県証紙1, 600円分が必要

④ 介護支援専門員証の交付を受けている場合で、氏名と住所を変更した人は

様式第7号「介護支援専門員登録事項変更届出書(兼)介護支援専門員証書換交付申請書」を提出

手数料として、香川県証紙1, 600円分が必要

⑤ 介護支援専門員証の交付を受けている場合で、住所を変更した人は

様式第5号(その1)「介護支援専門員登録事項変更届出書」を提出

※登録している住所を変更しますが、証の交付はしません。現在お持ちの、有効期間内の証を引き続き使用してください。

6 個人番号に変更があった場合、届出が必要です。

個人番号に変更があった人は

様式第5号(その2)「介護支援専門員登録事項変更届出書」を提出

7 介護支援専門員証の紛失等により、再交付を申請する場合、再交付申請が必要です。

再交付を申請する人は

様式第8号「介護支援専門員証再交付申請書」を提出

手数料として、香川県証紙1,100円分が必要

8 介護支援専門員の登録を受けている人が、死亡など次の事項に該当することとなった場合、届出が必要です。

届出を行う人は

死亡した日から30日以内、又は次の事項に該当したことを知った日から30日以内に

様式第9号「介護支援専門員死亡等届出書」を提出

届出事項の種類	届出を行う人
登録者の死亡	登録者の相続人
心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるものに該当するに至った場合	本人又はその法定代理人若しくは同居の親族
登録者が禁錮以上の刑(執行猶予を含む)に処せられた場合	本人
登録者が介護保険法等(※)の規定により罰金の刑(執行猶予を含む)に処せられた場合	本人

※ 介護保険法以外の該当法令(介護保険法施行令第35条の2)

児童福祉法(昭和22年法律第164号)	栄養士法(昭和22年法律第245号)
医師法(昭和23年法律第201号)	歯科医師法(昭和23年法律第202号)
保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)	歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)
医療法(昭和23年法律第205号)	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)	生活保護法
社会福祉法(昭和26年法律第45号)	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)
薬剤師法(昭和35年法律第146号)	老人福祉法(昭和38年法律第133号)
理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)	高齢者の医療の確保に関する法律
社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)	義肢装具士法(昭和62年法律第61号)
精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)	言語聴覚士法(平成9年法律第132号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）	子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）	国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。第 12 条の 5 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。）
難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）	公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）
民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号）	臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）

9 登録を移転する場合、申請が必要です。

(1) 香川県以外の都道府県で登録されている人で、香川県に所在する次の事業者又は施設（※）の業務に従事している、又は従事しようとする場合には、香川県に登録を移転することができます。

① 香川県へ登録移転する人は

現在登録されている都道府県へ

様式第10号「介護支援専門員登録移転申請書」を提出

（登録元の都道府県を経由して、香川県に書類が提出されます。）

② 香川県への登録移転と同時に介護支援専門員証の交付を受けようとする人は

現在登録されている都道府県へ

様式第11号「介護支援専門員登録移転(兼)介護支援専門員証交付申請書」を提出

手数料として香川県証紙4, 200円分が必要

（登録元の都道府県を経由して、香川県に書類が提出されます。）

※事業者又は施設（介護保険法 69 条の 3 及び介護保険法施行規則 113 条の 9）

- ・指定居宅介護支援事業者
- ・特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者
- ・小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定地域密着型サービス事業者
- ・基準該当居宅介護支援事業者
- ・介護保険施設
- ・介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護予防サービス事業者
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者
- ・指定介護予防支援事業者及び基準該当介護予防支援事業者
- ・地域包括支援センター

(2)香川県から他の都道府県へ登録を移転される場合は、移転先の都道府県に必要な書類を確認のうえ、申請書を香川県長寿社会対策課介護人材グループあてに提出してください。

10 介護支援専門員の登録を本人の申請により削除することができます。

登録を削除する人は

様式第12号「介護支援専門員登録削除申請書」を提出

11 登録が削除されたり、登録移転等により介護支援専門員証が効力を失ったり、紛失した介護支援専門員証(介護支援専門員登録証明書)を発見した場合には、介護支援専門員証(介護支援専門員登録証明書)の返納が必要です。

返納する人(本人、又は7の届出者)は

様式第13号「介護支援専門員証(登録証明書)返納届出書」を提出

12 1～10までの申請や届出を行うときに、添付書類とされている介護支援専門員証等を紛失している場合には、紛失届けが必要です。

申請や届出を行う人が

申請や届出と同時に

様式第14号「介護支援専門員証等紛失届出書」を提出

13 1～9までの申請や届出(5①、⑤、8の届出を除く)を行うときは、個人番号を記載する必要があります。

申請や届出を行う人が

申請や届出と同時に

様式第15号「自身の個人番号に相違ない旨の申立書」を提出

14 旧姓・通称が併記された介護支援専門員証の交付を希望する場合は、介護支援専門員旧姓通称併記届出書を提出してください。

申請を行う人が

申請と同時に

様式第16号「介護支援専門員旧姓通称併記届出書」を提出